第8回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成24年12月3日提出

I 件数 32件

【内訳】議案 31件(条例関係 13件、予算関係 10件、 専決処分の報告・承認 1件、その他 7件)

報告 1件(損害賠償の額の決定及び和解、工事請負変更契約の締結)

Ⅱ 議案の要旨

≪条例関係≫

・ 南相馬市介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例制定につい て

【趣旨】

福島県から第5期介護保険事業計画期間における介護保険料率の抑制を図るため に福島県介護保険財政安定化基金特例交付金が交付されることから、当該交付金を管 理するための基金を設置するため、新たに条例を制定するもの。

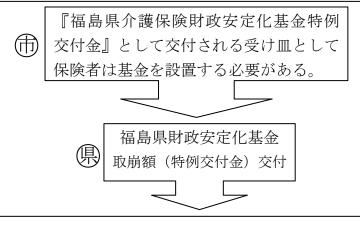
【主な内容】

1 制定理由

闹

介護保険財政に不足が生じる場合に市町村に交付・貸付するため、都道府県に「介 護保険財政安定化基金」が設置されている。

> 介護保険法の一部改正により、平成24年度に限り、財政安 定化基金の一部取り崩しが可能となった。



市の基金に積立て

第5期介護保険事業計画(H25、26年度)において介護保険サービス利用者や、一人当たりの介護保険給付費の増加に伴う保険料率増加の抑制を図る財源に充当

2 条例の概要

定める項目	条・項	内容
基金の設置	第1条	第5期介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)の期間 における介護保険料率の増加の抑制を図るため、基金を設置
積立額	第2条	県から交付を受けた福島県介護保険財政安定化基金特例交付 金の額
管理、運用益の 処理、繰替運用	第3条 ~ 第5条	① 金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法による保管などの管理② 基金運用の収益は介護保険特別会計予算に計上し、基金に編入すること。③ 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、歳計現金へ繰替運用ができること。
処分	第6条	① 事業計画期間において第1号被保険者の介護保険料について、事業計画に規定する保険料率の増加を抑制するための財源に充てるとき。 ② 運用収益について、事業計画期間における介護保険給付費用額のうち、第1号被保険者の介護保険料で充当する部分に充てるとき。
附則	第2項	基金に残額があるときは、福島県に納付する。

【交付予定額 18,382千円】

3 施行日及び失効日

- (1) 施行日 公布の日
- (2) 失効日 平成27年3月31日

議案第 118 号 南相馬市復興産業集積区域における市税の特例に関する条例制定 について

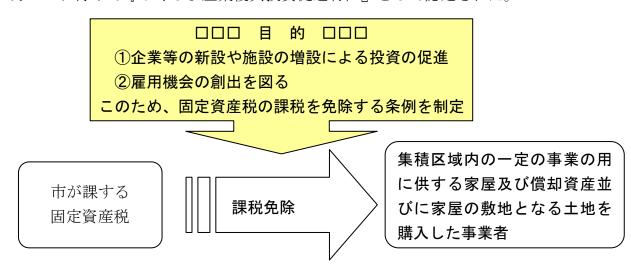
【趣旨】

東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画に定める復興産業集積区域に おいて、国が定める対象施設等の新設又は増設に係る固定資産税の課税免除を行うた め、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 背景

本市の復興産業集積区域(55箇所。以下「集積区域」)について、平成24年4月20日付けで『ふくしま産業復興投資促進特区』として認定された。



2 条例の概要

定める項目	条	内容
趣旨	第1条	集積区域内に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を 定める。
課税免除	第2条 第2条 集積区域内の本市が指定した個人事業者又は法人 □□□ 業種(7業種)□□□ 輸送用機械関連産業、電子機械関連産業、情報通信関連 業、医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食 飲料関連産業、地域資源活用型産業	
		《期間》 新たな課税年度から5年間。 ただし、平成25年度~平成33年度のうち、5年間

定める項目	条	内 容
		《要件》 平成24年4月20日~平成28年3月31日に対象施設・設備等を購入 《対象施設・設備等》 ①事業用に新設又は増設した家屋 ②土地(取得日の翌日から1年以内に①の家屋の建設に着手することが条件) ③償却資産
適用	第3条	第2条又は「市税特別措置条例」による課税免除若しくは不均 一課税のいずれかの規定を適用
課税免除の申請	第4条	この条例による課税免除を受けようとする納税義務者は、当該 課税免除を受ける各年度の初日の属する年の3月20日まで に、申請書を市長に提出

3 関係条例の一部改正 (附則第3項関係)

条例制定に伴い、固定資産税の課税免除等を規定した南相馬市税特別措置条例を 改正するもの。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方税法第6条の規定	第1条 地方税法第6条の規定に基づく
に <u>基づき、</u> 市税の課税免除及び不均一課税	市税の課税免除及び不均一課税に <u>関し</u>
に関し必要な事項を定めるものとする。	ては、他の条例に定めるもののほか、こ
	<u>の条例に定めるところによる</u> 。

4 施行日等

- (1) 施行日 公布の日
- (2) 適用日 認定日(平成24年4月20日)以降、この条例の施行日の前日 までの間に当該認定に係る復興産業集積区域内において、対象施設 等を新設し、又は増設した者についても適用

議案第 119 号 南相馬市原子力災害による被災者に対する市税の減免に関する 条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

原子力災害による被災者に対する平成25年度の固定資産税及び軽自動車税の負担 軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 固定資産税

原子力災害に伴う平成25年度固定資産税の減免等は、下表のとおりである。 ※市税減免条例…南相馬市原子力災害による被災者に対する市税の減免に関する条例

7 6 () 1 / 2					
1 ±	① 土地及び家屋について(平成25年1月1日時点)				
原子力	災害による避難区域等	避難指示の有無	平成25年度	措置	根拠法令等
居住	帰還困難区域				
居住困難区域	居住制限区域	継続(見込)	課税免除	2014 A-1-	1112-1-274-74
避難	指示解除準備区域			継続	地方税法
旧緊急時避難準備区域		無し	2分の1減額		
その他の区域 (30km圏外)		無し	2分の1減免	継続	市税減免条例

② 特定避難					
指定	世帯全員の避難	平成25年度	措置	根拠法令等	
	有り	全額減免	継続	市税減免条例	
有り	無し	上記①の規定に 域内であれば、 域内であれば22	2分の1海	域額、その他の区	

③ 償却資産(平成25年1月1日時点)					
原子力災害による避難区域等	使用又は使用見込	平成25年度	措置	根拠法令等	
居住困難区域	無し	全額減免	継続	市税減免条例	
避難指示解除準備区域	有り	=m 1¥	\$\d\\$		
	有り	課税	継続	市税条例	
上記以外の区域	無し	除却			

居住困難区域及び避難指示解除準備区域以外で使用していない償却資産は、減免ではなく、申告により除却とする。

4 ±	④ 土地・家屋・償却資産の代替取得(平成24年中に取得した固定資産)					
		平成25年度		1.44. 1111	Les than N.L. A.	
原子刀?	災害による避難区域等	土地	家屋	償却資産	措置	根拠法令
居住困難区域	居 住 困 帰還困難区域 住 難 居住制限区域 の		被災住宅の 面積に応じ た減額	課税標準額 1/2 (4年間)	継続	地方税法
避難指示解除準備区域 計画的避難区域		住宅用地 の特例	被災住宅の面積に応じた減額	1/2減免(4年間)	新規継続	市税減免条例

本市には「計画的避難区域」は現在設定されてないが、近隣町村(川俣町・浪江町・葛 尾村)には設定されていることから、その区域から本市に移住する場合を考慮し、市税 減免条例に規定している。

2 軽自動車税

【対象】

平成25年度の賦課期日時点に警戒区域に設定されている双葉郡町村に放置した状態の南相馬市登録の軽自動車等



3 施行日 公布の日

議案第 120 号 南相馬市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、引用する同法の項に移動が 生じたため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 背景

一般廃棄物処理施設の管理者に、施設の維持管理に関する計画及び状況の情報について公表を義務付けるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)が改正された。【平成23年4月1日施行】

2 改正内容

引用する法の「項ずれ」が生じたため、次のように改める。(第1条関係)

【改正前】 【改正後】

第9条の3<u>第8項</u> \rightarrow 第9条の3<u>第9項</u> 第9条の3第7項 \rightarrow 第9条の3第8項

3 施行日 公布の日

議案第 121 号 南相馬市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例制定について

【趣旨】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の一部改正に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を定めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 技術管理者の資格の追加(第7条関係)

市の一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則第17条第1項各号で定める資格とする。

	法律施行規則第 17 条第 1 項各号の規定
(1)	技術士法第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学
(1)	部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
(2)	技術士法第2条第1項に規定する技術士((1)に該当する者を除く。)であって、
(2)	1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(3)	2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
	学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。(5)において同じ。)又は旧大学令に
	基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に
(4)	基づく大学にあっては、土木工学。(5)において同じ。) 若しくは化学工学に関する
	科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した
	経験を有する者
	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若
(5)	しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以
(6)	外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事
	した経験を有する者

	法律施行規則第 17 条第 1 項各号の規定
	学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく
	専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工
(6)	学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。(7)において同じ。)若
	しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する
	技術上の実務に従事した経験を有する者
	学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく
(7)	専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工
(0)	学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物
	の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
	学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく
(8)	中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した
	後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
	学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく
(9)	中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を
(9)	修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を
	有する者
(10)	10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(11)	(1)から(10)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

【参考】

- **↓ 市の清掃施設・・・**零浄化センター、クリーン原町センター
- ↓ 技術管理者資格を有する市職員数 ・・・ 4人
- 2 施行日 公布の日

議案第 122 号 南相馬市給水施設等条例制定について

【趣旨】

水道法の一部改正に伴う市への専用水道及び簡易専用水道に係る事務の権限移譲に併せ、福島県給水施設等条例に基づく事務についても市に事務移譲されるため、給水施設等の布設及び管理に関し、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 条例の概要

定める項目	条	内 容
目的	第1条	① 給水施設、準簡易専用水道の布設及び管理
日印	第Ⅰ 米	② 簡易専用水道の布設
		① 施設基準に適合する給水施設であることを確認するため
	第4条	布設工事前の確認申請
給水施設	~	・ 布設工事完了後の給水開始前の検査
	第14条	② 水質検査、業務従事者の健康診断等、給水施設の管理運営
		に関して、衛生上必要な措置
	第15条	 ① 布設が適当であることを審査するための工事着手前の届出
準簡易専用水道	\sim	② 管理基準及び水質検査
	第18条	② 自母奉年及び小員快直
	第15条	
簡易専用水道	第16条	布設が適当であることを審査するための工事着手前の届出
	第18条	
	第19条	① 給水施設の施設基準又は準簡易専用水道の管理基準に不
監督	カエラ木	適合であるとき→改善の指示及び給水停止命令
	第21条	② 給水施設及び準簡易専用水道の適正な管理を確保するた
	分 ∠ 1 术	めの報告の徴収及び立入検査
	第23条	《罰金又は科料》
罰則	\sim	① 申請又は届出をしないで布設工事した者
	第26条	② 水質検査を行わなかった者など

【参考】

対象施設	概 要		
給水施設	計画給水人	.口が 51 人以上 100 人以下で自己水源から水を供給する施設	
4施設	主な施設	福浦小学校、DNPファインケミカル福島、水谷建設㈱研	
4 施設	土な肥政	修センター、藤倉ゴム工業㈱小高工場	
準簡易専用水道	水槽の容量が5~10 m³で、水道水を水源とする施設		
4 7 施設	主な施設 道の駅南相馬、丸三製紙㈱事務厚生棟など		

簡易専用水道	水槽の容量が 10 ㎡超で、水道水を水源とする施設		
7 5 施設	主な施設	原町第一小学校、フレスコキクチ東原町店など	

2 施行日 平成25年4月1日

議案第 123 号 南相馬市災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例制定 について

【趣旨】

災害危険区域に指定する区域を新たに追加するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

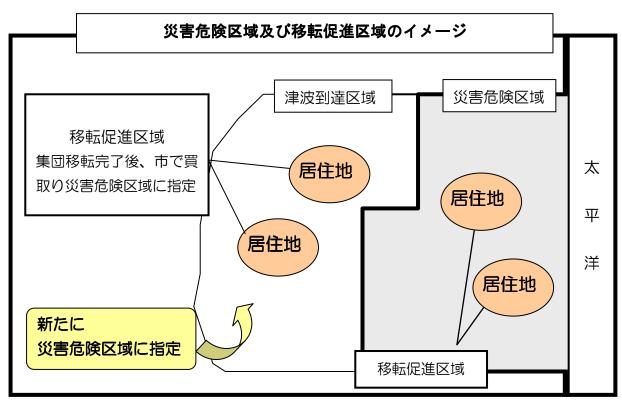
1 背景

- (1) 津波被害を受けた**小高区女場及び耳谷並びに原町区米々沢**の 各地区は、条例で指定する災害危険区域とされていない。
- (2) 当該地区の一部は国の手続きを経て、「移転促進区域」に設定される見込み。
- (3) 移転促進区域に設定された住民の移転に係る補助は「防災集団移転事業」(以下「集団移転」という。)による場合のみ。
- (4) 住民の利益を鑑み、個別移転と集団移転のいずれかを選択できることが望ましい。

区分	災害危険区域	移転促進区域		
現行の判断基準	家屋の流失した区域のみ	災害発生区域で、集団移転の促		
現1の刊刷 至年		進が適当と認められる区域		
並+_+、如此甘淮	家屋の流失した区域又は移転	(エロイニー パイニッ パ)		
新たな判断基準 	促進区域に指定された区域	現行どおり) 		
指定の効果	個別移転補助の対象	集団移転補助の対象		
	区域指定は基礎自治体の判断	集団移転完了後、区域を南相馬		
その他	で決定可	市が買取り、その後災害危険区		
	これだら	域に指定しなければならない。		

2 改正理由

これを踏まえ、小高区女場及び耳谷並びに原町区米々沢地区を災害危険区域として指定する区域に追加するもの。



家屋の流失があった区域に加え、移転促進区域に指定された区域を災害危険区域に指定

移転促進区域内の住民は、個別移転と集団移転の選択可

3 改正内容

区分	【改正前】	【改正後】
区刀	区域	名(大字)
小高区	岡田、大井、塚原、角部内、蛯沢、	岡田、大井、塚原、 <u>女場</u> 、角部内、蛯沢、
小同区	浦尻、下浦、行津、福岡、村上、井田川	浦尻、下浦、行津、 <u>耳谷</u> 、福岡、村上、井田川
<u> </u>	南右田、北右田、大内、烏崎、小島田、	(改正なし)
鹿島区	北海老、南海老、北屋形、南柚木	(DELLAC)
原町区	上渋佐、下渋佐、萱浜、雫、小浜、江井、	上渋佐、下渋佐、萱浜、雫、小浜、 <u>米々沢</u> 、
	下江井、小沢、堤谷、泉、北泉、金沢	江井、下江井、小沢、堤谷、泉、北泉、金沢

【参考】告示により指定した区域数(11/21 現在)

区分	小高区	鹿島区	原町区	備考
大字	1 0	6	1 1	小字の「一部」指定を
小字	6 2	9 3	8 6	小子の「一部」指定を 含む
計	7 2	9 9	9 7	

4 施行日 公布の日

議案第 124 号 南相馬市労働福祉会館条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

原町生涯学習センターと一体的に管理することに併せ、施設の利用に係る料金体系を改めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正理由

施設の有効性、利用効率を向上させるため、利用料金等の区分を午前・午後・夜間 の3区分から1時間単位とするもの。

2 改正内容

【改正前】

	利用時間及び利用料金				(単	(単位:円)		
区分	午前	午後	夜間	昼間	午後・夜間	昼・夜間		
	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から		
	正午まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで		
会議室1	1, 100	1,500	1,800	2,600	3, 300	4, 400		
会議室2	800	1, 100	1, 400	1, 900	2, 500	3, 300		
和室 1	300	400	500	700	900	1, 200		
和室2	300	400	500	700	900	1, 200		

【改正後】

	時間区分及び1時間当たりの利用料金(単位:円)				
区分	午前9時から	午後1時から	午後5時から		
	正午まで	午後5時まで	午後9時まで		
会議室1	370	370	450		
会議室2	270	270	350		
和室 1	100	100	120		
和室 2	100	100	120		

3 施行日 平成25年4月1日

議案第 125 号 南相馬市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制 定について

【趣旨】

土地改良法の一部改正に伴い、引用する条に新たに項が追加されたため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 背景

市が施行する土地改良事業に必要な経費である分担金を徴収するための土地改良法(以下「法」という。)が改正された。【平成23年11月30日施行】

2 改正内容

引用する法の条項をそれぞれ次のように改める。(第1条、第7条関係)

【改正前】 【改正後】

第96条の4 ⇒ 第96条の4<u>第1項</u>

3 施行日 公布の日

議案第 126 号 南相馬市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて

【趣旨】

東日本大震災に対処するための作業に従事する消防団員に対する費用弁償の額を新たに定めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 次の区域内で作業に従事する場合の額(新条例附則第3項第1号~第3号関係)

作業に従事する区域	費用弁償の額(日額)
平成23年3月11日から平成24年4月 【 遡 及 適 用 】	月15日までの期間
警戒区域及び当該区域と同一の区域 (福島第一原発から半径 20 k m圏内)	2,000円
計画的避難区域及び当該区域と同一の区域 (福島第一原発から半径 20 k m圏外の特定地域)	1,000円
平成24年4月16日以 【 遡 及 適 用 】	降
警戒区域	2,000円
計画的避難区域	1,000円
帰還困難区域	2,000円
居住制限区域	1,000円

避難指示解除準備区域・・・支給なし

2 死体の収容等の作業に従事した場合の額(新条例附則第4項関係)

平成24年3月11日以降 【 遡 及 適 用 】	
死体の収容、洗体、搬送等の作業	費用弁償の額(日額)
1日につき 10体未満 の死体を取り扱った場合	1,000円
1日につき 10体以上 の死体を取り扱った場合	2,000円

3 所要額(今回補正額)

各区域で作業に従事した場合		338千円
死体の収容、洗体、搬送等の作業に従事した場合		202千円
合 計	10,	540千円

4 施行日等

- (1) 施行日 公布の日
- (2) 適用日(遡及適用)

附則第3項第1号、第2号及び第4項	平成23年3月11日
附則第3項第3号及び第4号	平成24年4月16日

議案第 127 号 南相馬市防災会議条例及び南相馬市災害対策本部条例の一部を改 正する条例制定について

【趣旨】

災害対策基本法の一部改正に伴い、防災会議の所掌事務等や同法の引用条項を改めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 背景

東日本大震災の教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るための災害対策基本 法の改正に伴い、多様な視点を反映した地域防災力強化向上を図るための防災会議 委員の追加及び防災会議と災害対策本部の役割の見直しなどが行われた。

【平成24年6月27日施行】

2 改正内容

諮問的機関として設置する本市防災会議の所掌事務を改めるとともに、自主防災 組織を構成する者などを新たに委員に加え、防災会議の機能を強化する。

① 南相馬市防災会議条例の一部改正

(1) 所掌事務の改正(第2条関係)

【改正前】	【改正後】
市の地域に係る災害が発生した場合におい	市長の諮問に応じて、市の地域に係る防
て当該災害に関する情報を収集すること。	災に関する重要事項を審議すること。

(2) 委員構成の改正 (第3条関係)

区分		委員	定 (単位	数 [:人)
			個別	合計
	(1)	福島県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者	4	
	(2)	福島県警察の警察官のうちから市長が任命する者	1	
改	(3)	市長がその部内の職員のうちから指名する者	1 7	
改正	(4)	教育長	1	3 2
前	(5)	相馬地方広域消防本部消防長及び消防団長	2	
	(6)	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから	7	
	Ħ	万長が任命する者 (任期2年)	1	
	«	新たに加える委員・第7号》	一総	定数-
改	(7)	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のう	3 5	5 以内
改正後	ţ	らから市長が任命する者(任期2年)		
		委員別定数は設定せず、総定数3人増	_	

② 南相馬市災害対策本部条例の一部改正

災害対策基本法の一部改正に伴い、引用条項に変更が生じたため、次のように改める。(第1条関係)

【改正前】 【改正後】 第23条第7項 ⇒ 第23条の2第8項

4 施行日 公布の日

議案第 128 号 南相馬市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

サンライフ南相馬に原町生涯学習センターの機能を移転することに伴い、料金体系の変更や関係条例の廃止など、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 施設の概要

(1) 名称等

名称 原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」

住所 原町区小川町 322 番地の1

(2) 使用料等

Z	分	改正内容
会議室等	使用料等の区分	現行の午前・午後・夜間の3区分から1時間単位とする。
	入場料徴収使 用加算料等	小高・鹿島生涯学習センターに準じて特別使用料を定める。
トレーニンロッカーの	ング室・コイン D使用料	サンライフ南相馬の使用料とする。

【基本使用料】

(1) 施設

(単位<u>:円)</u>

		サン	ノライフ南	相馬	原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」			
			現行区分	•		使儿		
施設(の名称	午前9時 ~正午	午後1時 ~午後5時	午後6時 ~午後9時	午前9時 ~正午	午後1時 ~午後5時	午後5時 ~午後9時	備考
会譲	室	1, 400	1, 700	2, 000	440	440	600	
研修	室	1, 400	1, 700	2, 000	440	440	600	
和	室	1, 400	1, 700	2, 000	440	440	600	1 時間
講習	室 (1)	800	1, 000	1, 400	250	250	410	当たり
講習	室 (2)	600	800	1, 000	200	200	300	
調理	室	800	1, 000	1, 400	250	250	410	
	中高生	150	150	150	150	150	150	1 回当
 トレーニング室	一 般	250	250	250	250	250	250	たり
トレーニング至	半年		5, 000			5, 000		
	年 間		9, 000			9, 000		
集会室	スポーツ使用	3, 000	4, 500	6, 500	1, 070	1, 070	1, 900	1 時間
木五王	集会使用	11, 000	14, 000	20, 000	3, 570	3, 570	5, 870	当たり

(2) その他

名称	単位	現行 利用料金	使用料
コインロッカー	1回	50円	50円

【特別使用料】

種別	使用料の額			
(生力)	入場料	加算率		
	1,000円以下	20%		
	1,001円 ~ 2,000円	30%		
入場料徴収使用 加算料	2,001円 ~ 3,000円	50%		
	3, 001円 ~5, 000円	80%		
	5,001円以上	100%		
営利目的使用加算料	基本使用料の	2倍の料金		
会場準備使用料	基本使用料の	半分の料金		

- 2 サンライフ南相馬条例の廃止(附則第2項関係) 原町生涯学習センターの移転に伴い、当該条例を廃止する。
- 3 関係条例の一部改正 (附則第4項関係)
 - ・障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例 サンライフ南相馬条例の廃止に伴い、別表使用料の欄から当該施設を削る。
- **4 施行日** 平成25年4月1日

議案第129号 南相馬市立博物館条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

鹿島歴史民俗資料館について、その利用実態などからこれを廃止するため、必要な 改正を行うもの。

【主な内容】

1 廃止の理由

利用者の低迷、老朽化、震災等による被害、南相馬福祉会からの継続的な用地提供の要望などから廃止する。

- 2 施設の廃止(第2条及び別表関係) 条例から「鹿島歴史民俗資料館」を削除し、廃止する。
- 3 施行日 公布の日

≪補正予算関係≫

議案第130号 平成24年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 131 号 平成 2 4 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 132 号 平成24年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第 133 号 平成 2 4 年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第 134 号 平成 2 4 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第 135 号 平成24年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 136 号 平成24年度南相馬市水道事業会計補正予算について

- 議案第 137 号 平成24年度南相馬市病院事業会計補正予算について
- 議案第138号 平成24年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について
- 議案第 139 号 平成 2 4 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

議案第140号 専決処分の報告及びその承認について

【趣旨】

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおりを専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【専決第10号 南相馬市一般会計補正予算について 平成24年11月19日専決】

1 専決処分の理由

平成24年11月16日の衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙の執行に要する経費について急を要したため、平成24年度南相馬市一般会計補正予算を同年11月19日付けで専決処分したもの。

2 補正額

49,106千円《財源: 県委託金49,106千円》

【参考】

- O 公示日 12月 4日(火)予定
- 投開票日 12月16日(日)予定
- 有権者数 54,916人(平成24年9月2日定時登録)

≪その他≫

議案第 141 号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成24年第6回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約	りの目	的	防災行政無線復旧整備工事
契 約	契約の相手		福島市本町5番5号
人 #J			日本電気㈱福島支店
施	工 場	所	南相馬市小高区本町二丁目地内外
契	変更前	Ī	286,650,000円
約金	変更後	<u> </u>	486,902,850円
額	増額する	額	200, 252, 850円

〇主な変更内容

	項目	内 容
(1)	屋外子局設備の変更	津波被害のあった沿岸部屋外子局設備の整備を追加
(2)	無線塔設備の変更	電波伝搬試験の結果、中継局鉄塔及び監視カメラ等設
(=)		置鉄塔の高さを嵩上げ
(3)	無線設備の追加	移動系防災無線設備の追加

議案第142号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取	得	の	目	的	防災集団移転促進事業住宅団地用地	(上高平地区)
					所在地など	
取得	骨する	5土地	也の君	長示	原町区上高平字芦ノロ前109番なと	ご2筆
					合 計	6, 0 2 8 m²
取	得 -	予定	一価	格	24,112,000円	
取	得	の	方	法	随意契約	
取	得(の相	手	方		

議案第143号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取	得	の	目	的	防災集団移転促進事業住宅団地用地	(小川町地区)
					所在地など	
取得する土地の表示			也の君	長示	原町区小川町 549番4など計14筆	
					습 計	41,203.14 m ²
取	得 -	予定	2 価	格	247,750,000円	
取	得	の	方	法	随意契約	
取	得(の 相	手	方	群馬県沼田市清水町3748番地 日本デルモンテ(株)	

議案第144号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取	得	の	目	的	災害公営住宅建設用地			
				所在地など	•			
取得する土地の表示		長示	原町区大町二丁目 108 番など計 5 1 筆					
				合 計	11,	436.	2 3 m²	
取	得 -	予定	一個	格	295,054,734円			
取	得	の	方	法	随意契約			
取	得(の相	手	方				

議案第 145 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取	得	の	目	的	下太田工業用地	
					所在地など	,
取得する土地の表示		長示	原町区北原字東原333番3など計32筆			
				合 計	470, 287.52 m ²	
取	得 -	予定	三 価	格	915, 270, 000円	
取	得	の	方	法	随意契約	
取	得(の 相	手	方	東京都文京区後楽二丁目5番1号 日立建機㈱	<u>!</u> ,

議案第 146 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	避難世帯分等を確保し、市からの防災行政情報を円滑に伝達 するため。
取得する動産 及 び 数 量	防災行政無線簡易型戸別受信機(防災行政ラジオ)5,000 台
取得金額	27,756,750円
取得の方法	随意契約
取得の相手方	さいたま市大宮区北袋町一丁目299番地12 リズム時計工業㈱開発部

議案第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

野馬追通り銘醸館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 施設の名称

野馬追通り銘醸館

2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 南相馬市原町区本町二丁目 5 2 番地 名称 社団法人 原町観光協会 代表者の氏名 会長 太田 正克

3 指定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

≪報告≫

報告第12号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成24年11月6日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

72,030円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成24年9月29日午前10時30分頃、原町区仲町一丁目地内において、相手方車両が市道仲町9号線より民地駐車場へ進入した際、蓋の受け部が破損した側溝のグレーチングがずれ、車両が側溝に落下したことでタイヤが損傷し、相手方に損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等は行わないことで和解する。

【専決第9号 工事請負変更契約の締結について 平成24年11月21日専決】

1 専決処分の理由

平成24年第4回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成24年11月8日付けで専決処分したもの。

2 変更契約の内容

契約	りの目	的	南相馬チャンネル施設整備工事
施	工場	所	南相馬市原町区・鹿島区地内
契約	契約の相手方		石川県金沢市南町2番1号 ㈱ヨーズマー
契	変更	前	354,012,750円
約金	変更	後	351,923,250円
額	減額する	額	2, 089, 500円

〇主な変更内容

	項目	内 容
(1)	送信局数の変更	当初予定の21局を17局に変更減
(2)	光ファイバーの延伸	電波の混信防止のため、送信局間の情報伝達手段を民間事業者の回線を利用せず、本市イントラネット回線
(4)	光ファイバーの延伸	同事業者の回線を利用せ 9、本市イントラネット回線 を利用することから、不足する光ケーブルを延伸
(3)	電波詳細設計の調査項目追加による増	

---市長の専決処分事項の指定---

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市議会の権限に属する事項のうち、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

(3) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額を750万円以内において増額し、又は減額する変更契約(変更額の累計が750万円を超える場合を除く。)を締結すること。